

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 151 号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 出産育児一時金の支払（法第58条第3項の規定により国民健康保険団体連合会に委託して行うものに限る。）に関する事。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「市長が」を「別に」に改め、同項第1号中「山林所得金額」の右に「並びに同項各号に掲げる金額（これらの金額の算定における地方税法第703条の5第1項に規定する青色専従者給与額又は事業専従者控除額の取扱いについては、同項に規定する総所得金額の算定の例によるものとする。）」を加え、「地方税法」を「同法」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第3項各号列記以外の部分中「市長が」を「別に」に改める。

附則第2項中「「総所得金額」を「「総所得金額及び」」に改め、「とする。）」の右に「及び」と、「同項各号に掲げる金額」とあるのは「条例第17条の2第1項各号に掲げる金額」を加える。

附則中第3項から第7項までを削り、第8項を第3項とし、第9項を第4項とし、第10項を第5項とし、第11項及び第12項を削る。

附則第13項中「附則第15項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第14項中「附則第15項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第7項とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)